

年 月 日

公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター
入会申込書

〈あて先〉

公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター理事長

事業所番号

--	--	--	--	--

郵便番号

所在地

事業所名

代表者職・
氏名

※個人事業主の場合は「代表」と記載してください

書類作成者氏名

連絡先

公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンターに入会したいので、下記のとおり申し込みます。
なお、下記の者は、全福ネット慶弔共済の被保険者となること、上記代表者を代理人と定め、共済金、補助金等の受領を委任することについて、了承しています。

記

1 入会希望月 月

※入会希望月の前月21日までに提出してください（必着）。21日を過ぎると、翌々月入会となります。

2 入会申込人数 名

3 入会申込者名簿（下表の太枠内へ記入してください）

個 番	人 号	フリガナ 氏 名

個 番	人 号	フリガナ 氏 名

4 添付書類

- (1) 会員登録カード（入会者ごと1枚）
- (2) 預金口座振替依頼書（新規に事業所を登録する場合のみ）
- (3) 事業所登録カード（新規に事業所を登録する場合のみ）

サービスセンター処理欄

入会承諾印	書類	入金	受付印
	入会書類	現金	
	会員証	振込	

公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター会員規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター定款（平成24年4月1日施行。以下「定款」という。）第49条第4項の規定に基づき、公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）の会員に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）中小企業 常時雇用する従業員の数が300人以下又は資本金3億円以下の法人及び個人事業所をいう。
- （2）会員 第3条に規定する者のうち、第5条に定める入会手続を完了した者で、定款第49条に規定する者をいう。（会員資格等）

第3条 会員になることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- （1）静岡市内の中小企業に勤務する勤労者及び事業主
- （2）静岡市内に居住し、静岡市外の中小企業に勤務する勤労者
- （3）その他理事長が特に認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、会員になることができない。
 - （1）第15条の規定に基づき会員の地位を取り消された者
 - （2）静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第2号又は第3号に規定する暴力団関係者であることが明らかな場合
 - （3）その他理事長が不適当と認めた者

(会員の種別)

第4条 会員は、次の各号に掲げる会員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- （1）1号会員 静岡市内の中小企業に勤務する勤労者及び事業主で、センターの目的に賛同して、事業主が一括して入会した会員
- （2）2号会員 静岡市内の中小企業に勤務する勤労者で、勤務している事業所(以下「勤務先事業所」という。)(が一括で入会していないため、センターの目的に賛同して個人で入会した会員
- （3）3号会員 静岡市内に居住し、静岡市外の中小企業に勤務する勤労者で、センターの目的に賛同して個人で入会した会員
- （4）4号会員 前3号に掲げた以外の者で、センターの目的に賛同して入会を希望し、理事長が適当と認め、個人で入会した会員

(入会の申込)

第5条 センターへ入会の申込をしようとする者は、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。ただし、2号会員、3号会員及び4号会員（以下「個人会員」という。）に該当する者は、事業所登録カード（様式第2号）に代え、個人加入登録カード（様式第4号）を提出しなければならない。

- （1）入会申込書（様式第1号）（2）事業所登録カード（様式第2号）（3）会員登録カード（様式第3号）
- （4）その他理事長が必要と認める書類

- 2 従業員の採用等の理由により、センターへの追加入会の申込をしようとする法人及び事業主は、追加しようとする者について前項の手続をとらなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる書類の提出は、要しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、法人及び事業主は、電子情報処理組織（センターの使用に係る電子計算機（入出力組織を含む。）と法人及び事業主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。以下同じ。）を使用する方法により、センターへの追加入会の申込の手続を行うことができる。
- 4 前項の規定により手続を行ふ法人及び事業主は、追加入会しようとする者について、電子情報処理組織を使用して、次の各号に掲げる項目を入力しなければならない。
 - （1）氏名（2）性別（3）生年月日（4）住所（5）電話番号（6）入会希望月

(入会の承諾)

第6条 理事長は、前条の申込に対し、適当と認め、入会の承諾を決定したときは、次に掲げる書類を当該法人及び事業主に交付するものとする。ただし、個人会員にあっては、会員本人に交付するものとする。

- （1）入会を承諾した日及び入会承諾を証する印を付した入会申込書（様式第1号）の写し
- （2）会員証（様式第5号）
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、理事長は、前条第4項及び第5項の規定により、電子情報処理組織を使用して追加入会の申込をした法人及び事業主に対して、前項第2号に定める会員証の交付をもって、入会を承諾した日及び入会承諾を証する印を付した入会申込書の写しの交付に代えることができる。
- 3 前2項に規定する書類の交付を受けた法人及び事業主は、当該書類のうち会員証を速やかに会員に配付しなければならない。
- 4 第1項第1号の入会を承諾した日及び入会承諾を証する印のひな型は、別表に定めるところによる。

(入会金)

- 第7条 センターの入会金は、一人につき500円とし、1号会員については、その全額を法人及び事業主が、個人会員については、入会の申込をしようとする者が負担するものとする。
- 2 入会金は、第5条に規定する申込の際、理事長が通知する方法により速やかに納入しなければならない。
 - 3 既納の入会金は、返還しないものとする。

(会費)

- 第8条 センターの会費は、一人一箇月につき600円とし、1号会員については、その2分の1以上を法人及び事業主が、個人会員については、個人会員本人が負担するものとする。
- 2 会費は、四半期ごとに、各期の開始月の前月（3月、6月、9月及び12月。以下「納入月」という。）に納入するものとする。ただし、入会後最初の月分を含む当該期分の会費は、第5条に規定する申込の際、理事長が通知する方法により速やかに納入しなければならない。
 - 3 前項の規定による会費の納入は、各納入月の15日（当日が金融機関の休業日にあたるときは、その翌営業日とする。）に、法人及び事業主にあっては法人及び事業主主義の金融機関の口座から、個人会員については、個人会員主義の金融機関の口座からの振替により行うものとする。
 - 4 理事長は、納入月の前月の末日までに事業所全員の退会にかかる退会届（様式第6号）を受理したときは、それ以前に会費の未納がない場合に限り、次期の会費の請求は行わない。

(入会金及び会費の使途)

- 第9条 第7条の入会金及び第8条の会費の毎事業年度における合計額について、定款第4条に規定する各事業及び法人の管理運営費に充てるものとする。
- 2 前項の各事業及び法人の管理運営費に充てる割合は、理事長が理事会に諮って決定するものとする。

(会員の地位の発生)

第10条 会員の地位は、第6条第1項に規定する理事長が承諾した日の属する月の翌月の1日に発生し、第5条第3項の規定により、

法人及び事業主が電子情報処理組織を使用して申し込み、入会する会員の地位が発生する日も同様とする。

(会員の地位の消滅)

第11条 会員が次の各号に掲げる事由の一に該当したときに会員の地位は消滅するものとする。

- （1）第3条に規定する資格に該当しなくなったとき。
- （2）正当な理由なく会費を3箇月以上滞納したとき。
- （3）その他会員が任意で退会したとき。

(会員の地位の消滅に伴う手続)

第12条 法人及び事業主又は個人会員は、会員が前条第1号の規定に該当したときは、退会届（様式第6号）を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、会員が前条第1号の規定に該当し、会員の地位が消滅したと認めるときは、前項の退会届（様式第6号）の提出がされなくても当該会員の地位が消滅したことを会員地位消滅（1号該当）通知書（様式第7号）により通知することができる。
- 3 理事長は、前条第2号の規定に該当し、会員の地位が消滅したと認めるときは、会員地位消滅（会費滞納）通知書（様式第8号）により通知するものとする。
- 4 法人及び事業主又は個人会員は、会員が前条第3号の規定に該当し、退会するときは、退会届(様式第6号)を理事長に提出しなければならない。
- 5 法人及び事業主又は個人会員は、第1項及び前項の手続を実施するときは、当該届に該当する者の会員証を添えて、提出しなければならない。
- 6 法人及び事業主又は個人会員は、第2項及び第3項の通知書を受領したときは、速やかに該当する者の会員証を返還しなければならない。

第1項及び第4項の規定にかかわらず、法人及び事業主は、電子情報処理組織を使用して、退会に係る手続を行うことができる。この場合にあっては、法人及び事業主は、退会しようとする会員について、電子情報処理組織を使用して、次の各号に掲げる項目を入力しなければならない。

- （1）会員番号（2）氏名（3）退会理由（4）退会に至る事由の発生日（中小企業の廃業及び静岡市外への移転、会員の退職並びに会員の死亡による場合に限る。）（5）返却書類の有無
- 8 法人及び事業主は、前項の規定により電子情報処理組織を使用して、退会の手続を行う場合にあっては、当該手続に係る者の会員証を別に理事長に提出しなければならない。

(会員の地位の消滅日)

第13条 第11条第1号に該当する場合は、会員の地位は、次の各号に定める日に消滅する。

- （1）会員が前条第1項に規定する退会届（様式第6号）を提出した場合（電子情報処理組織を使用して、会員の退会に係る入力完了し、送信した場合を含む。）
 - ア 当該届がセンターに到達した日が、当該事由の発生した日の属する月の翌月末日までの場合
当該事由が発生した日の属する月の末日
 - イ 当該届がセンターに到達した日が、当該事由の発生した日の属する月の翌々月以降の場合
当該届がセンターに到達した日の属する月の前月の末日
- （2）前条第2項に規定する通知書により、会員の地位を消滅した者は、当該通知書が到達した日の属する月の末日とする。

- 2 第11条第2号の規定に基づき会員の地位を消滅する日は、会費の納入があった最後の月の末日とする。
- 3 会員が第11条第3号に該当し、退会届を提出した場合（電子情報処理組織を使用して、会員の退会に係る入力完了し、送信した場合を含む。）は、当該退会届がセンターに到達した日の属する月の末日とする。

(会費の返還)

第14条 前条の規定により、会員の地位が消滅した場合にあって、当該会員が前納している会費があるときは、当該会員の地位が消滅する日の属する月の翌月以降の会費を返還することができる。

(会員の地位の取消し)

第15条 理事長は、会員に次に掲げる事実が認められたときは、事業の利用を停止し、会員の地位を取り消すことができる。

- （1）センターの事業の執行を妨げる行為をしたとき。
- （2）センターの事業その他について、虚偽又は不正の申請をしたとき。
- （3）センターの定款及び規程等に違反し、又はセンターの信用を失わせる行為をしたとき。
- （4）静岡市暴力団排除条例第2条第2号又は第3号に規定する暴力団関係者であることが判明したとき。
- 2 理事長は、前項の規定により会員地位を取り消すときは、取り消す前に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 理事長は、会員の地位の取消しを決定したときは、取り消された者に対し、会員の地位取消通知書（様式第9号）により会員の地位の取消しを通知するものとする。

(権利の喪失及び業務の履行)

第16条 第11条の規定により会員の地位を消滅し、又は前条の規定により会員の地位を取り消された者は、センターに対する一切の権利を喪失するとともに、センターに対して負担すべき一切の義務を履行しなければならない。ただし、共済金給付事業については、別に定める共済金給付要綱によるものとする。

(会員の地位の継続)

第17条 理事長は、1号会員が系列中小企業への異動により地位を消滅した場合で、当該系列中小企業に勤務する勤労者及び事業主がセンターの1号会員として入会しているとき、異動先の法人及び事業主から提出された異動届（様式第10号）により会員の地位を継続させることができる。

(登録事項変更届)

第18条 法人及び事業主又は個人会員は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに登録事項変更届（様式第11号）を理事長に提出しなければならない。

- （1）事業所の名称、所在地、代表者、電話番号、その他事業所登録カード及び個人加入登録カードに記載した事項
- （2）会員の氏名、住所、性別、生年月日及び電話番号
- 2 前項の規定にかかわらず、法人及び事業主は、電子情報処理組織を使用して、登録事項変更の届に係る手続を行うことができる。この場合にあっては、法人及び事業主は、電子情報処理組織を使用して、次の各号に掲げる項目のうち、変更しようとする項目について入力しなければならない。

（1）事業所の名称（2）事業所の所在地（3）事業所の代表者の氏名（4）事業所の電話番号・ファクス番号（5）事業所の業種（6）事業所の主な業務内容（7）会員の氏名（8）会員の住所（9）会員の性別（10）会員の生年月日（11）会員の電話番号

- ・お預かりする個人情報は、センターの事業、各種サービスの案内等の目的のために使用します。
- ・入会金500円、月会費600円は、ご登録いただく事業所の金融機関口座から引き落としとなります。